

議案第48号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成17年かすみがうら市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事務部局の部（市長公室を含む。以下同じ。）及び所掌」を「権限に属する事務を分掌させるための部局及びその分掌」に、「等を」を「等について」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 総務企画部

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条各号を次のように改める。

（1） 総務企画部

ア 議会及び一般行政に関すること。

イ 文書に関すること。

- ウ 公有財産に関すること。
- エ 庁舎に関すること。
- オ 統計に関すること。
- カ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。
- キ 予算その他財政に関すること。
- ク 行政改革に関すること。
- ケ 広域行政に関すること。
- コ 秘書に関すること。
- サ 職員の人事及び厚生に関すること。
- シ 情報政策に関すること。
- ス 広報に関すること。

(2) 市民部

- ア 環境保全に関すること。
- イ 環境衛生に関すること。
- ウ 防災に関すること。
- エ 防犯及び交通安全に関すること。
- オ 広聴及び市民協働に関すること。
- カ 消費生活に関すること。
- キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- ク 出張所に関すること。
- ケ 総合窓口に関すること。
- コ 住居表示に関すること。
- サ 市税の賦課徴収に関すること。

(3) 保健福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 障害福祉に関すること。

- ウ 高齢福祉に関すること。
 - エ 介護保険に関すること。
 - オ 児童福祉に関すること。
 - カ 保健予防及び健康増進に関すること。
 - キ 国民年金に関すること。
 - ク 国民健康保険に関すること。
 - ケ 後期高齢者医療に関すること。
 - コ 医療福祉に関すること。
- (4) 産業経済部
- ア 農業、林業及び水産業に関すること。
 - イ 観光に関すること。
 - ウ 商業及び工業に関すること。
 - エ 労政に関すること。
 - オ その他産業振興に関すること。
- (5) 都市建設部
- ア 都市計画に関すること。
 - イ 開発に関すること。
 - ウ 公園緑地に関すること。
 - エ 建築指導に関すること。
 - オ 土地区画整理に関すること。
 - カ 道路、河川その他土木に関すること。

第5条第2項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
かすみがうら市 中央出張所	かすみがうら市稲吉三丁目15番67号	市の全域
かすみがうら市 千代田出張所	かすみがうら市中志筑2112番地	

第6条第1項の表かすみがうら市福祉事務所の項位置の欄中「上土田461番地」を「下稲吉2633番地19」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

7 級	市長公室長及び部長の職務 教育委員会事務局教育部長の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務 農業委員会事務局長の職務
6 級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 監査委員事務局長の職務

」を

「

7 級	部長の職務
-----	-------

	教育委員会事務局教育部長の職務 会計管理者の職務 次長の職務 事務所長の職務 教育委員会事務局の次長の職務 議会事務局長の職務
6 級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務

」に

改める。

(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道部」を「都市建設部」に改める。

(かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例（平成17年かすみがうら市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。